

## 見守りふれあい収集事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大井町内在住で孤立しがちな一人暮らしの高齢者等のうち、ごみを所定の集積場所まで運ぶことが困難な世帯を対象に、家庭内で発生したごみを戸別収集することにより在宅生活の継続を支援し、その際に安否確認を実施することについて、必要な事項を定める。

### (対象世帯)

第2条 見守りふれあい収集（以下「収集」という。）の対象となる世帯は、次のすべてを満たす世帯とする。

- (1) 町内在住の一人暮らしの高齢者や障がい者等の世帯、又は高齢者や障がい者のみの世帯
- (2) 世帯員全員が自力でごみ等を運ぶことが困難な世帯
- (3) 近隣住民等の協力を得ることが困難な世帯
- (4) 次の①から⑤のいずれかに該当する者がいる世帯
  - ①介護保険の要介護認定を受けている者
  - ②身体障害者手帳の交付を受けている者
  - ③療育手帳の交付を受けている者
  - ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - ⑤その他特に必要と認める世帯（病気、けが等で一時的に収集が必要な世帯）

### (業務委託)

第3条 本事業は、社会福祉法人大井町社会福祉協議会（以下「大井町社協」という。）へ業務を委託し実施する。

### (利用の申請)

第4条 利用希望者は、見守りふれあい収集利用申請書（第1号様式）を大井町社協へ提出するものとする。

- 2 前項の申請は、利用希望者のほかその者の親族又はその者の介護に係る者等（以下「関係者」という。）が行うことができる。

### (現況調査)

第5条 大井町社協は、前条の規定により収集の利用申請があったときは、その内容を審査の上、申請者と面談及び自宅を訪問する等の現況調査を行うものとする。

- 2 前項の現況調査は、見守りふれあい収集現況調査票（第2号様式）に基づき行うものとする。

3 前条第2項の規定により関係者が申請を行った場合は、利用希望者のほか当該関係者が現況調査に立ち会うものとする。

(利用の決定)

第6条 大井町社協は、前条に定める現況調査の結果、収集の利用の可否を決定する。

2 前項の規定により利用の決定をしたときは、見守りふれあい収集可否決定通知書(第3号様式)により利用希望者に通知するものとする。

(利用台帳)

第7条 大井町社協は、前条の規定により収集の対象者として決定した者(以下「利用者」という。)について、氏名、住所、その他必要な事項を搭載した見守りふれあい収集利用者台帳(第4号様式)を整備し、管理するものとする。この場合において、年1回、利用者又は関係者などに登録内容の確認を行い、変更があった場合は、修正するものとする。

(収集体制)

第8条 収集するごみ、収集日及び収集方法については別に定める。

2 利用者は、ごみを排出するときは、大井町が定める「家庭ごみの正しい出し方」に基づいてごみを分別し、燃やすごみについては、町指定ごみ袋に入れ、その他のごみについては、中身の見える透明又は半透明の袋に入れて排出するものとする。また、ごみ等が有害鳥獣の被害や風で飛散しないように手段を講じるものとする。

(安否確認)

第9条 収集時にごみが排出されていない場合には、希望に応じて声掛け等による安否の確認を行うものとする。

2 収集を行う職員は、声掛け等に対する返事が無いなど、利用者に異変を感じたときには、緊急連絡先又は関係者に当該利用者に関する情報を提供することができる。

(収集の一時停止等)

第10条 利用者又は関係者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに大井町社協へ連絡しなければならない。

- (1) 入院等により長期不在となる場合で、一時的に収集の停止を希望するとき。
- (2) 収集を一時停止されている場合で、再開を希望するとき。
- (3) その他収集の変更又は停止を希望するとき。

(収集の中止)

第11条 大井町社協は、次の各号のいずれかに該当するときは、収集を中止することができる。

- (1) 利用者又は関係者から中止の申し出があったとき。
- (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 虚偽の申し込みなどにより、第6条に定める決定を受けていたことが判明したとき。
- (4) 分別方法を守らないなど、収集を継続することが困難であると認められるとき。

2 大井町社協は、前項の規定により利用を中止するときは、収集中止決定通知書（第5号様式）により、利用者に通知するものとする。

3 大井町社協は、前項の規定により収集を中止した場合は、当該利用者について見守りふれあい収集台帳から登録を取り消すものとする。

#### （賠償）

第12条 収集の実施に際して事故があった場合、従事した職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、大井町社協は責任を負わないものとする。

2 利用者の救命や救助を行うためにやむを得ず家屋や家財等を破損させた場合においては、大井町社協は責任を負わないものとする。

#### （その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。